

## 【退職後の健康保険制度の加入の詳細】（令和6年3月1日時点）

### ■退職後の健康保険制度への加入の種類

退職をして再就職しないまでの間は、次の①から③のいずれか一つを選択することになります。

- ①退職前に加入していた健康保険に引き続き加入する（任意継続被保険者といいます）
- ②家族の健康保険の被扶養者になる
- ③お住いの市区町村の国民健康保険に加入する

### ■任意継続被保険者

退職前に加入していた健康保険に引き続き加入するためには、以下の①と②のすべて要件を満たしていることが必要です。ご家族を健康保険の扶養をしていた場合は、ご家族も引き続き被扶養者とすることができます。

- ①退職日までに継続して2か月以上被保険者期間があること
- ②退職日の翌日から「20日以内」に加入していた健康保険に「任意継続被保険者資格取得申出書」を提出すること

#### ○加入できる期間

任意継続被保険者となった日から2年間です。

#### ○受けられる保険給付

原則として同じとなります。

しかし、任意継続被保険者には、傷病手当金と出産手当金の給付はありません。

資格喪失後の継続給付の要件に該当する場合は、傷病手当金と出産手当金を受給することができます。

詳細は、「資格喪失後の傷病手当金」をご確認ください。

#### ○保険料額

被保険者の自己負担分と事業主負担分をあわせて全額自己負担（事業主負担はありません）となります。

保険料額は、「退職時のご自身の標準報酬月額」と「加入していた健康保険の標準報酬月額の平均額」のいずれか低い方の金額で計算します。健康保険組合の場合は、加入している健康保険組合にご確認ください。

そして、納付期限までに納付しないと、被保険者としての資格を喪失してしまいます。

#### ○任意継続被保険者としての資格喪失

以下のいずれかに該当するときは、任意継続被保険者の資格を喪失します。

- ・任意継続被保険者となった日から2年を経過したとき
- ・保険料を納付期日までに納付しなかったとき
- ・他の健康保険の被保険者資格を取得したとき
- ・後期高齢者医療の被保険者資格を取得したとき
- ・被保険者が死亡したとき
- ・任意継続被保険者が脱退を希望したとき

#### ■家族の健康保険の被扶養者になる

家族が健康保険の被保険者である場合、退職後にその家族に生計を維持される場合は、要件に該当する場合は、被扶養者になることができます。

#### ○被扶養者の範囲

被保険者からみて、三親等以内の親族で、さらに同居・別居によって条件が異なります。

- ・配偶者
- ・子、孫
- ・父母、祖父母等の直系尊属
- ・伯叔父母、甥姪とその配偶者等 ※同居している場合のみ
- ・内縁関係の配偶者の父母および子 ※同居している場合のみ

#### ○収入の要件

年齢	同居・別居 の区分	収入額	
		年間	月間（日額）
60歳未満	同居	年間収入130万円未満、かつ被保険者の年間収入の2分の1未満	108,333円 (3,611円)未満
	別居	年間収入130万円未満、かつ被保険者の送金額が被扶養者の年間収入を超えていること。	
60歳以上または 障害厚生年金を受け られる程度の障害者	同居	年間収入180万円未満、かつ被保険者の年間収入の2分の1未満	150,000円 (5,000円)未満
	別居	年間収入180万円未満、かつ被保険者の送金額が被扶養者の年間収入を超えていること。	

※被扶養者の年間収入には、雇用保険の失業等給付、公的年金、健康保険の傷病手当金や出産手当金も含まれます。

○国内居住要件

原則として、被扶養者は、日本国内に住所を有していなければなりません。

■お住いの市区町村の国民健康保険に加入

任意継続被保険者と家族の健康保険の被扶養者になる要件を満たしていない場合は、お住いの市区町村の国民健康保険に加入することになります。

○保険料額

前年の1月から12月の所得や加入者数、年齢などをもとに市区町村ごとに異なる基準で計算されます。具体的な保険料額を知りたい場合は、お住いの市区町村の窓口にご確認ください。

■よくある質問（Q&A）

Q1：医療費が高額療養費の多数該当となっていますが、家族の健康保険の扶養になっても継続されますか？

A1：家族が同じ健康保険に加入していたとしても、被保険者から被扶養者へと加入状況が変更になるため、高額療養費の回数の継続はされません。

参考：全国健康保険協会ホームページ